

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年11月1日、資格喪失日が18年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月28日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日から同年5月1日まで

A社を平成18年4月30日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月28日になっていた。同社が資格喪失日を同年5月1日とする訂正届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間となっている。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年11月1日、資格喪失日が18年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月28日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険被保険者記録、事業主の回答、事業主から提出された申立人に係る勤務実績表及び「平成18年4月支払台帳（平成18年5月19日支給）」から、申立人は、A社に平成18年4月30日まで継続

して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社における上記支払台帳から、標準報酬月額 28 万円に見合う報酬を受け、標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記支払台帳において確認できる報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっている。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る届出を失念したため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与額の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 27 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書及びB社が保管する平成15年6月分賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び平成15年6月分賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年3月まで

年金記録を照会したところ、国民学校高等科2年のときに勤務していた事業所の厚生年金保険記録は確認できたが、高等科1年のときに勤務していたA社B事業所の記録は確認できない。両事業所には、同じように勤労働員学徒として勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民学校高等科在籍中に勤労働員学徒として勤務したとするA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した事実は確認できない上、申立人と同学年の者の被保険者記録も確認できない。

また、A社は、当時の資料が無いため、申立人の勤務実態や勤労働員学徒に対する厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している上、申立人は、一緒に勤務したとする学友の名前を記憶していないため保険料控除等について照会することができないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒は、厚生年金保険の被保険者には該当しないとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9103

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月頃から26年12月30日まで  
私は、昭和23年7月頃から26年12月29日までの期間、A社に勤務していたが、そのときの厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚についての具体的な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、B社は、「A社は昭和25年4月の組織の再整備により、C部門は当社に吸収され、D部門は当社の附属施設となった。また、厚生年金保険に係る記録も28年以降のものしか保存されていないため、申立期間当時の状況は不明であるが、当社において、職員全員を厚生年金保険に加入させるようになったのは同年以降である。」と述べている。

また、E社は、F社のG県におけるB社以外の施設を管轄する事業所として、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人が記憶する上記同僚は、21年頃からA社に勤務したと述べているが、当該同僚は、E社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該同僚の同社における資格取得日は28年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 54 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、60 年 1 月 31 日に退職したが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 1 月 16 日となっており、同年 1 月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。資格喪失日は同年 2 月 1 日となるはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A 社を昭和 60 年 1 月 15 日に離職していることが確認でき、当該離職日は、オンライン記録の資格喪失日と合致している。

また、B 社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係書類等を保管していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間において A 社の被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、C 基金は、「申立人の D 基金における資格喪失日は昭和 60 年 1 月 16 日である。」と回答しており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 60 年 1 月 16 日と記載されており、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 2 月 20 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月に A 社（後に、B 社に名称変更）に就職し、31 年 2 月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間②より後に勤務した事業所が「申立人に係る人事台帳から、申立人は、当事業所採用前の昭和 29 年 4 月から 31 年 2 月まで、B 社に勤務したと申し出ている。」と回答していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間①における A 社の事業主は既に死亡している上、当時の社会保険担当者は、「当時の厚生年金保険の取扱いについて覚えていない。」と供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和 31 年 2 月末日に B 社を退職したと主張している。

しかし、当時の B 社の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の社会保険担当者は、申立人及び当時の厚生年金保険の取扱いについて覚えていないと供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載内容に事後訂正された形跡は無い上、当該被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和31年2月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 24 日から同年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 53 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、56 年 1 月 31 日に退職したが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 1 月 24 日となっており、同年 1 月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。資格喪失日は同年 2 月 1 日となるはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A 社を昭和 56 年 1 月 23 日に離職していることが確認でき、当該離職日は、オンライン記録の資格喪失日と合致している。

また、B 社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係書類等を保管していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間において A 社の被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、C 基金は、「申立人の D 基金における資格喪失日は昭和 56 年 1 月 24 日である。」と回答しており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 56 年 1 月 24 日と記載されており、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間前後における A 社からの給与振込みを確認

できる預金通帳の写しを提出しているものの、給与明細書等の資料は所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。